

令和元年 10 月 1 日制定

洲本市公共施設等再編整備検討委員会傍聴要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、洲本市公共施設等再編整備検討委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第 5 条第 6 項の規定に基づき、会議の傍聴に関して必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴定員)

第 3 条 委員長は、洲本市公共施設等再編整備検討委員会の会議の開催場所の規模等により傍聴者の数を制限することができる。

(傍聴の申出等)

第 4 条 傍聴を希望する者は、会議の当日、開会予定時刻の 30 分前までに、氏名及び住所を受付簿に記入の上、申し出なければならない。

2 傍聴を希望する者が、定員を超えない場合にあっては会議の開会予定時刻まで先着順で傍聴を認め、定員を超える場合にあっては抽選により傍聴者を決定するものとする。

(傍聴することができない者)

第 5 条 次に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴者の守るべき事項)

第 6 条 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にし、議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表

明しないこと。

(2) 騒ぎ立てないこと。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 前3号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長長の許可を得た者は、この限りでない。

3 傍聴者は、委員長長の指示に従わなければならない。

(傍聴人に対する措置)

第7条 会議の傍聴に関し、傍聴人が前条に規定する傍聴人の遵守すべき事項に従わない場合は、委員長はこれを制止することができる。

(傍聴者への配布資料等)

第8条 傍聴人には、会議次第又は議題を記載した資料その他委員長が必要と認めた資料を配布できるものとする。

(傍聴者の退場)

第9条 傍聴者は、要綱第5条第5項ただし書の規定に基づき、会議を秘密会とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 委員長は、傍聴者がこの要領に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができるものとする。

(報道関係者の取扱い)

第10条 洲本市の記者クラブに加盟する報道関係者については、第3条及び第4条の規定は適用しない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、制定の日から施行する。